

鶴岡市スポーツ推進計画

いのち
生命いきいきスポーツのまち鶴岡の創造



【子ども夢スポーツフェスティバル in 鶴岡】

平成26年4月
鶴岡市教育委員会

目次

はじめに	1
第1章 鶴岡市スポーツ推進計画の策定	2
1 計画策定の趣旨	2
2 基本目標	2
3 今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針	2
4 計画の位置づけ	3
5 計画期間	3
第2章 今後5年間に計画的に取り組む施策	4
1. 誰もが楽しめる生涯スポーツの推進	6
（1）ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	
（2）子どものスポーツ機会の充実	
（3）市民が主体的に参画する地域スポーツ環境の整備	
2. 感動と活力を与える競技スポーツの推進	23
（1）競技力向上に向けた人材養成	
（2）競技力向上を支える環境の整備	
3. 誰もが安全・安心に利用できるスポーツ施設の環境整備	29
（1）スポーツ施設の有効活用と整備推進	
（2）スポーツ施設の管理運営の充実	
4. 地域に活力を生み出すスポーツ環境の充実	38
（1）スポーツを通じたコミュニティづくりの推進	
（2）トップスポーツと地域スポーツの好循環の創出	
計画を着実に推進するために	45

はじめに

スポーツは、からだを動かすという人間の本源的な欲求にこたえることで、達成感、爽快感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらし、又、次代を担う青少年の健全育成や心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たしています。そして、スポーツを通じて、人や地域の交流が促進され、地域社会に一体感や活力を生み出す効果もあります。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、スポーツを通じた様々な取り組みによる復興支援によって被災者や避難者の皆さんが勇気づけられ、スポーツは大きな力を持つものと改めて認識されたところです。また、2020年オリンピック・パラリンピックの東京開催決定は、私たちに大きな夢と希望を与え、今後ますますスポーツ推進の機運が高まるものと期待されるところです。

国は、平成23年6月に新しい時代におけるスポーツの基本理念を定めた「スポーツ基本法」を制定し、今後のスポーツに関する施策の基本事項を示しました。平成24年3月には今後10年間程度を見通したスポーツに関する施策を推進するための「スポーツ基本計画」を策定しております。また、山形県においても、平成25年3月に「山形県スポーツ推進計画」が策定されております。

本市におきましても、国県の計画の内容を踏まえ、市民一人ひとりが目的や志向に応じてスポーツに親しめる環境を整え、競技スポーツの振興、安全安心に利用できる市民ニーズに沿った施設の環境整備を推進していくため、「鶴岡市スポーツ推進計画」を策定し、市民の皆様がスポーツを通じて健康で明るく元気になれる「生命いきいきスポーツのまち鶴岡の創造」を目指してまいります。

本計画の推進にあたりましては、市民、スポーツ関係団体、地域、学校、企業、行政等が一体となって取り組んでいくことが重要となっておりますので、皆様のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

終わりに、本計画の策定にあたりまして、鶴岡市スポーツ推進審議会の稲泉会長をはじめ委員各位には、貴重なご意見ご提言を賜りました。ここに衷心より深く感謝申し上げます。

鶴岡市教育委員会

第1章 鶴岡市スポーツ推進計画の策定

1 計画策定の趣旨

平成 23 年に施行されたスポーツ基本法では、「スポーツは世界共通の人類の文化である」とし、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人の権利」であると位置づけました。そのうえで、スポーツは、青少年の健全育成や地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会経済の活力の創造、わが国の国際的地位の向上等、国民生活において多面にわたる役割を担うこととしています。また、スポーツ基本法の理念を具体化し、今後の国のスポーツ政策の具体的な方向性を示すものとしてスポーツ基本計画が策定されました。

さらに、スポーツ基本法では、市町村の教育委員会は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものと規定しています。

本市では、鶴岡市総合計画において、健康・生涯スポーツの場の形成、地域の活力となる競技スポーツの振興、充実したスポーツ施設の運営の3つの柱を掲げ、市民スポーツの振興について取り組んでいます。

この総合計画における「市民スポーツの振興」をさらに推進しつつ、スポーツ基本法に基づき、国が策定したスポーツ基本計画を参酌し、又、県が策定したスポーツ推進計画を踏まえ、本市のスポーツ環境の現状と課題、今後展開すべき施策を盛り込んだ本市スポーツ推進計画を策定しました。

2 基本目標

いのち 「生命いきいきスポーツのまち鶴岡の創造」

市民の誰もが日常生活のなかでそれぞれの体力や年齢、目的等に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツやレクリエーションに親しめる生涯スポーツの推進を図り、市民一人ひとりが健康で、いきいきと明るく元気な生活を送り、心通い合う地域を創り上げていくことを基本目標に、「生命いきいきスポーツのまち鶴岡の創造」を掲げました。

3 今後 10 年間を見通したスポーツ推進の基本方針

次の4つの基本方針を定めて、方針ごとに施策目標を設定し、スポーツの推進に取り組んでいきます。

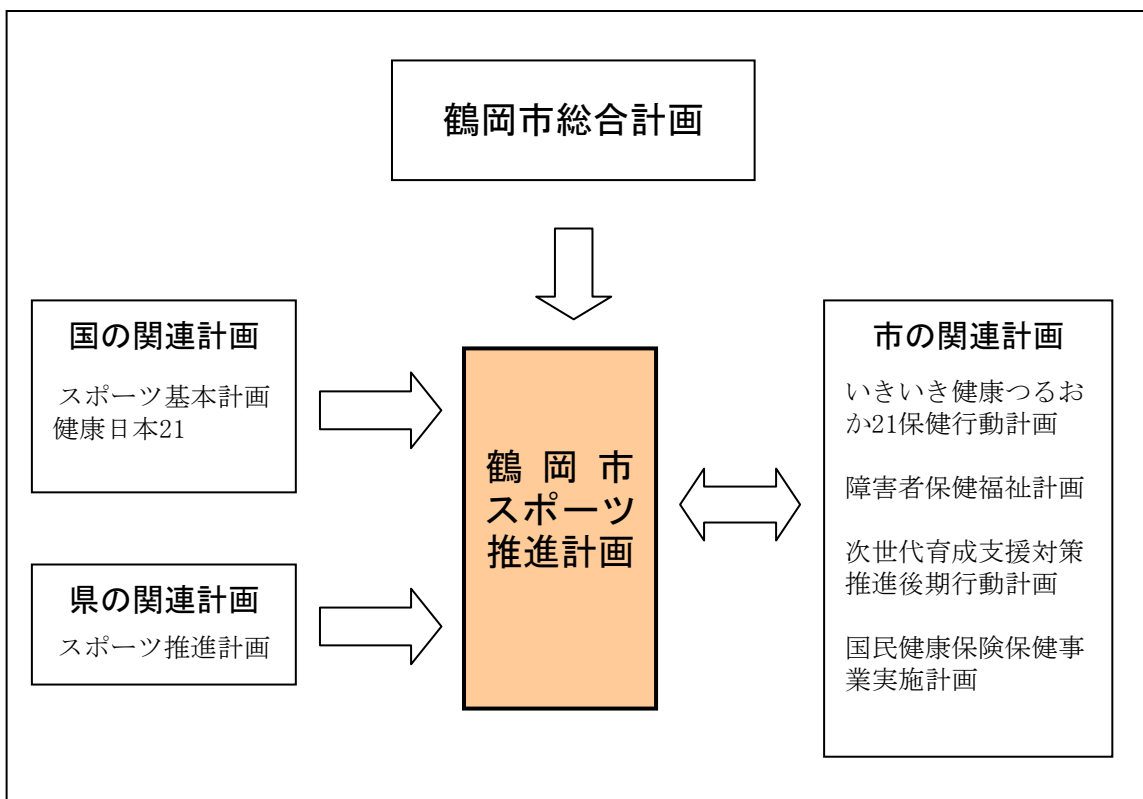
- ① 誰もが楽しめる生涯スポーツの推進
- ② 感動と活力を与える競技スポーツの推進
- ③ 誰もが安全・安心に利用できるスポーツ施設の環境整備
- ④ 地域に活力を生み出すスポーツ環境の充実

4 計画の位置づけ

本計画は、鶴岡市のめざす都市像を示した「鶴岡市総合計画」における「市民スポーツの振興」を着実に推進するための計画として位置づけています。

また、本市のスポーツの実情に即したスポーツ施策を推進するため、スポーツ基本法第10条に規定する「地方スポーツ推進計画」として策定しました。

本計画は、国の「スポーツ基本計画」、山形県の「スポーツ推進計画」で示された県と市町村などの役割分担等を踏まえた内容となっています。また、「健康日本21（第2次）」（平成24年7月厚生労働省策定）、「いきいき健康つるおか21保健行動計画」（平成25年3月策定）など関連計画を考慮しながら推進していきます。



5 計画期間

本計画は、平成26年度から概ね10年間を見通しつつ、今後5年間に取り組むべき具体的な施策を示しています。平成30年度中に実施状況や成果を評価検討し、平成31年度から35年度までの5年間の具体的な施策に反映させていきます。

第2章 今後5年間に計画的に取り組む施策

鶴岡市スポーツ推進計画のイメージ

基本目標

いのち
生命いきいきスポーツのまち鶴岡の創造

誰もが楽しめる生涯スポーツの推進

ライフステージ
に応じたスポーツ
活動の推進

子どものスポーツ
機会の充実

市民が主体的に
参画する地域ス
ポーツ環境の整
備

地域に活力を生み 出すスポーツ環境 の充実

スポーツを通し
たコミュニティ
づくりの推進

トップスポーツ
と地域スポーツ
の好循環の創出

感動と活力を与え る競技スポーツの 推進

競技力向上に向
けた人材養成

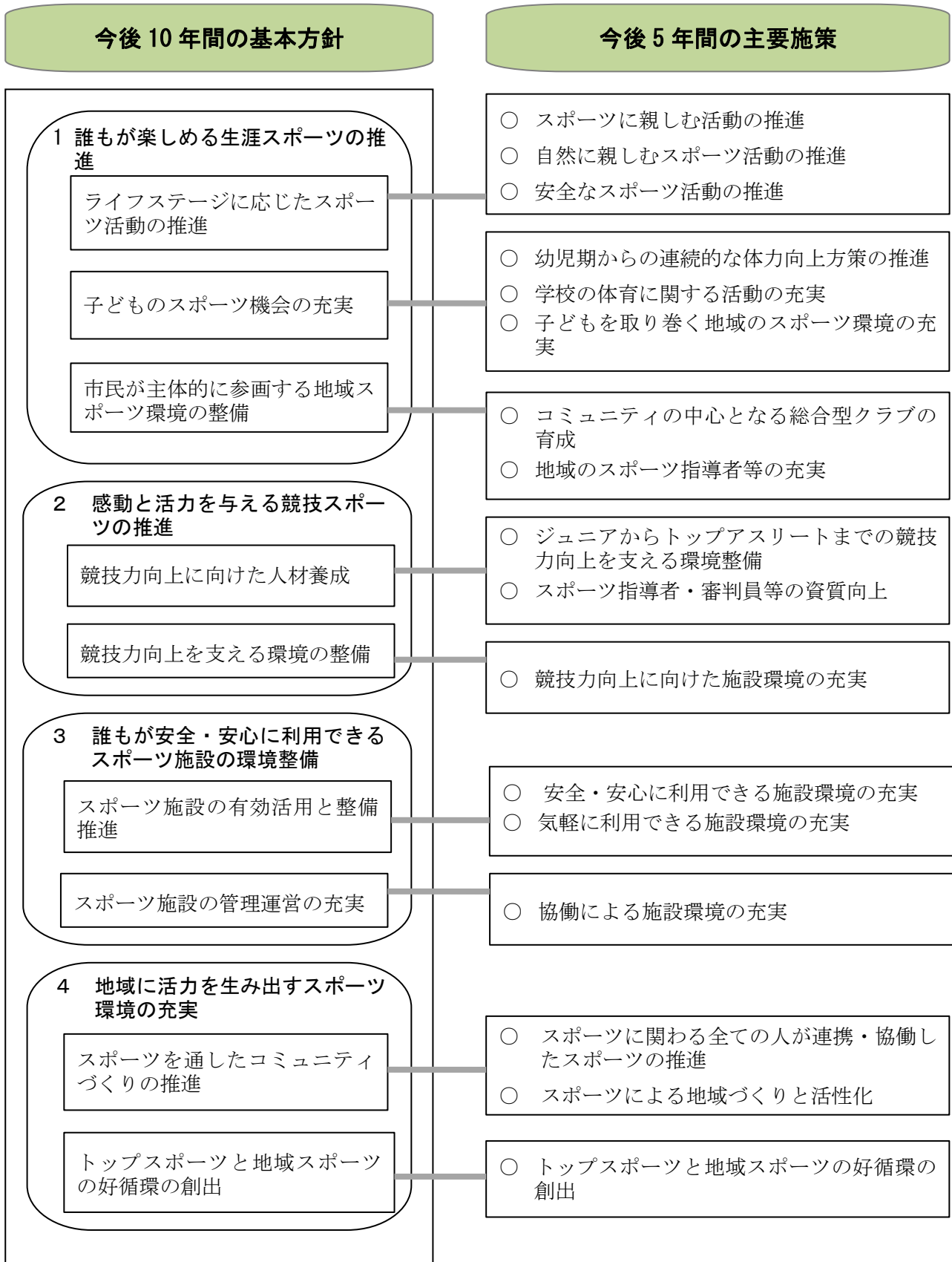
競技力向上を支
える環境の整備

誰もが安全・安心に利用できるスポーツ施設の環境整備

スポーツ施設の有効
活用と整備推進

スポーツ施設の管理
運営の充実

今後5年間に取り組む施策については後述するが、その体系は次のとおりである。



1. 誰もが楽しめる生涯スポーツの推進

市民が^{※1}ライフステージに応じてスポーツ活動に取り組むことは、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むために不可欠であり、^{※2}健康寿命の延伸や医療費の軽減にもつながります。このような観点から、年齢、性別、障害者、健常者に係わりなく、市民の誰もが、興味・適性等に応じて日常的にスポーツに親しむことができる環境の整備を図ります。その際、本市の豊かな自然に親しみながら行えるスポーツ活動を推進します。

また、スポーツ活動を安心して行えるよう安全なスポーツ環境を整え、スポーツによって生じる事故・外傷・障害等の防止や軽減を図ります。

スポーツは、行う人の健康の維持・増進に効果があるばかりでなく、爽快感や達成感等をもたらすものですが、子どもにとっては、生涯にわたってたくましく生きるための健康や体力の基礎を培うとともに公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培うなど人間形成に重要な役割を果たすものです。

子どもの体力は、全国的に昭和 50 年代後半をピークに低下傾向がみられましたが、^{※3}「新体力テスト」に移行した平成 11（1999）年からは向上傾向にあり、また総合評価の推移をみると、体力水準の高いグループが増加傾向にあります。しかし、昭和 60（1985）年頃と比較すると、子どもの体力は依然として低い状況にあり、本市においても同様の傾向となっています。

また、積極的にスポーツに取り組む子どもとそうでない子どもの二極化が認められることから、運動習慣が身に付いていない子どもに対する支援の充実を引き続き図る必要があります。

これらのことから、子どもたちが生涯にわたってスポーツを楽しむことができるよう、幼児期から運動の楽しさや喜びを体感できる環境の整備を図ります。

地域において、スポーツ活動の場を提供する地域・地区・学区体育協会や^{※4} 総合型地域スポーツクラブ（総合型クラブ）、^{※5}スポーツ推進委員は、地域スポーツの担い手として重要な役割を担っています。こうした活動を支援するとともにスポーツ指導者の資質向上を図っていきます。

(1) ライフステージに応じた スポーツ活動の推進

- ①スポーツに親しむ活動の推進
- ②自然に親しむスポーツ活動の推進
- ③安全なスポーツ活動の推進

(2) 子どものスポーツ機会の充実

- ①幼児期からの体力向上方策の推進
- ②学校の体育に関する活動の充実
- ③子どもを取り巻く地域のスポーツ環境の充実

(3) 市民が主体的に参画する 地域スポーツ環境の整備

- ①コミュニティの中心となる総合型クラブの育成
- ②地域のスポーツ指導者等の充実

※1 ライフステージ
人の一生を幼少年期・青年期・壮年期・老年期などに区切った、それぞれの段階。

※2 健康寿命
健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

※3 新体力テスト
国民の体力・運動能力の現状を明らかにし、体育・スポーツ活動の指導等に広く活用するために国が行う体力テスト。平成 11 年からは、それまでと種目の変更され「新体力テスト」として実施されている。

(1) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するため、市民一人ひとりが、それぞれの体力や年齢、性別、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現、健康寿命の延伸に向けた環境整備について、官民協働の取組みを推進します。

そうした取組みを通して、できる限り早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率を65%程度、週3回以上のスポーツ実施率を35%程度となることを目標とします。

また、健康状態等によりスポーツを実施することが困難な人にも留意しつつ、成人のスポーツ未実施者（1年間に一度もスポーツをしない者）の数がゼロに近づくことを目標とします。

① スポーツに親しむ活動の推進

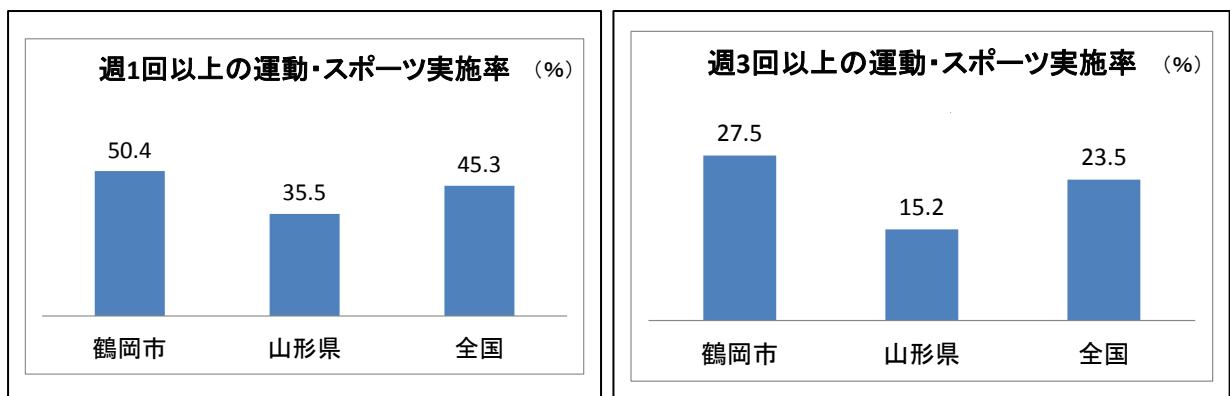
施策目標

市民の誰もが、気軽にスポーツに親しめるようにするとともに、既にスポーツに取り組んでいる市民については、さらなる実施頻度の向上を目指し、ライフステージに応じたスポーツ活動等を促進する環境を整備します。

現状と課題

《スポーツ実施状況》

高齢化社会において、市民が生涯にわたり健康でいきいきと生活していくためには、日頃から食生活、休養、喫煙、飲酒、そして運動習慣など生活習慣の改善が大変重要となっています。15歳以上の市民の運動習慣等について調査した「スポーツライフに関する調査」（鶴岡市教育委員会。平成24年1～3月実施）において、成人の運動・スポーツの実施率をみると、「週1回以上の実施」は50.4%、「週3回以上の実施」は27.5%となっており、国、県より高い実施率となっています。



山形県：新世紀やまがた課題調査（H22.11。「週1日以上」「週3日以上」の実施者）
国：内閣府「体力・スポーツに関する世論調査」に基づく文部科学省推計（H21）

※4 総合型地域スポーツクラブ

他種目、多世代、多志向を活動の基本とし、市民が理念を共有しながら自主的・日常的にスポーツ等に親しむことができる、地域に根差したスポーツクラブ。

※5 スポーツ推進委員

平成23年8月のスポーツ基本法施行によりそれまでの「体育指導委員」が「スポーツ推進委員」と改称された。法の規定により、スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整やスポーツの実技の指導等を行う。

また、この1年間に運動・スポーツを行ったかどうかについては、「行った」79.3%、「行わなかった」20.7%という結果になっています。行った運動・スポーツを尋ねたところ、「散歩(ぶらぶら歩き)」23.7%、「ウォーキング」18.5%、「体操(軽い体操、ラジオ体操など)」17.2%、「ボウリング」16.5%となっており、運動強度があまり高くない運動・スポーツが行われている割合が高くなっています。

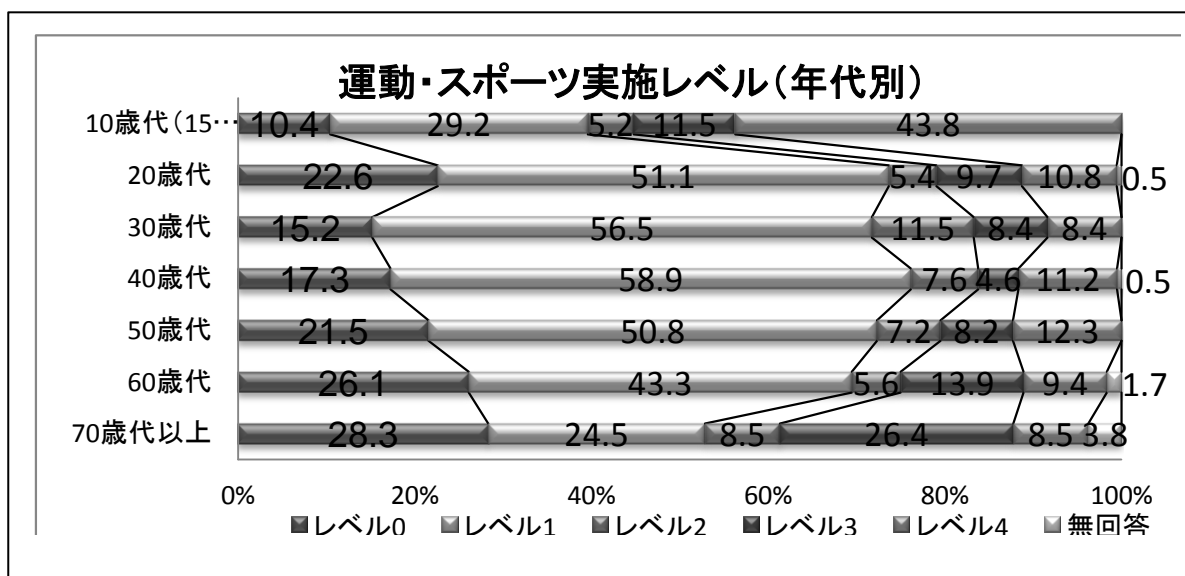
運動・スポーツの実施レベルを年代別にみると、「レベル4」の「週2回以上、1回30分以上、運動強度『ややきつい』以上」では、10歳代が43.8%とその割合は他の年代に比べ高くなっています。20歳代以上は8.4%から12.3%までの間となっており、年代間で大きな差はないものとなっています。

「週2回以上」の「レベル2」から「レベル4」までの合計値では、20歳代から60歳代までは23.4%から28.9%までの間となっており、年代間で大きな差はないものとなっていますが、10歳代は60.5%、次いで70歳代以上が43.4%と、両年代は他の年代に比べ高い割合になっています。

また、過去1年間に運動・スポーツを行わなかった人に運動・スポーツを行う条件を尋ねたところ、「時間的・金銭的な余裕があれば」51.1%、「一緒に行く仲間がいれば」28.1%となっています。

このことから、20歳代から60歳代の運動・スポーツ実施率の向上や日頃、運動・スポーツを実施していない人が運動・スポーツに取り組み易く、多様なスポーツ活動ができる環境の整備を図る必要があります。

運動・スポーツレベルの設定	
実施レベル	定義
レベル0	過去1年間にまったく運動・スポーツを実施しなかった
レベル1	年1回以上、週2回未満(1~103回/年)
レベル2	週2回以上(104回/年以上)
レベル3	週2回以上、1回30分以上
レベル4	週2回以上、1回30分以上、運動強度「ややきつい」以上



《障害者スポーツ》

スポーツ基本法において、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の程度・種類に応じ必要な配慮をしつつ推進することが求められており、施設・設備の整備が課題となっています。

本市においては、障害者等を対象とした鶴岡市福祉体育祭を開催しているほか、鶴岡市身体障害者福祉団体連合会においては、鶴岡市障害者スポーツ大会を開催していますが、市は、これらを除く各種大会等への障害者の参画状況や日常的なスポーツへの取組状況、指導者等の状況について、さらに十分な把握をしていく必要があります。

今後の具体的施策展開

(スポーツに親しむ気運の醸成)

- ☞ ※スポーツイベント「チャレンジデー」等の全国的なスポーツイベントを実施するなど、日頃スポーツに親しむ機会が少ない市民のスポーツに取り組むきっかけとなる機会を積極的に設定します。
- ☞ NPO 法人鶴岡市体育協会（市体育協会）や地域・地区・学区体育協会が、スポーツを通じた健康増進と地域住民相互の交流を図ることを目的に開催している大会等を支援します。
- ☞ 総合型クラブ、スポーツ少年団、スポーツサークル等においては、スポーツ愛好者の増加が図られるよう、これまでの活動を一層充実し、会員を拡大していくことが期待されます。
- ☞ 成人のスポーツ実施率が向上し、また、継続した実施につながるようなスポーツイベント等の積極的な周知に努めます。

(誰もが障害の有無にかかわらず安心してスポーツに親しめる環境の整備)

- ☞ 子どもや高齢者、障害者を含む全ての市民が楽しく安全にスポーツ・レクリエーション活動ができるように、様々なスポーツ大会等を支援するなど、環境づくりに努めます。また、障害者スポーツの状況把握に努めます。

② 自然に親しむスポーツ活動の推進

施策目標

市民が、本市の豊かな自然に親しみながら健康づくり・体力づくりが行えるスポーツ活動を推進します。

※スポーツイベント「チャレンジデー」

公益財団法人笹川スポーツ財団がコーディネーターとなり実施されるスポーツイベント。人口規模がほぼ同じ自治体同士が、5月の最終水曜日の午前0時から午後9時までの間に、15分間以上続けて運動やスポーツに参加した実施率『住民の参加率(%)』を競い合うもの。

現状と課題

《ウォーキング事業》

本市では、豊かな自然、地域の特色ある自然を楽しみながら歩く※「てくてく健康里山あるき」等のウォーキング事業を健康づくり・体力づくりの一環として、市健康福祉部（鶴岡市国民健康保険）と連携しながら鶴岡、藤島、羽黒、櫛引、朝日及び温海の各地域を会場に年間 25 回開催しています。

いずれのコースにも毎回多くの市民の参加があり、参加者から好評を博しています。



【里山あるき
新緑八森山を訪ねて】

《登山》

本市には、出羽三山や朝日連峰が続いており、市域の 7 割を森林が占めています。この豊かな自然に親しみ、楽しみながらの「市民登山」を月山、母狩山、金峯山等で毎年実施しています。

《自然体験学習》

小学校においては、広大な森林・平野、長い海岸線など、豊かな自然を活かした自然体験学習を、鶴岡市自然学習交流館「ほとりあ」や大鳥自然の家、金峰少年自然の家等の施設を活用し実施していますが、今後もこれを継続していくことが重要です。

《地域性を活かしたスポーツ》

冬期間においては、本市の 4 つのスキー場や小真木原スケート場を多くの市民が利用し、毎年スキー大会や長靴アイスホッケー大会等が開催され、体力づくり・健康づくりに取り組んでいます。

マリンスポーツでは、湯野浜や由良の海水浴場を利用したビーチバレーやビーチサッカーの大会が開催されているほか、加茂・温海地域においては、ヨットも行われています。

また、スキー教室やヨット教室、海浜学校での遠泳等を行っている小学校やスポーツ少年団等もあります。

今後の具体的施策展開

（「てくてく健康里山あるき」の充実）

- ☞ 多くの市民が気軽に参加できる「てくてく健康里山あるき」等のウォーキング事業について、開催する実行委員会や総合型クラブ等と連携し、さらに魅力あるコースづくりを行うなど、運営の充実を図ります。

※てくてく健康里山あるき

鶴岡市とコース地元の実行委員会等が実施しているウォーキングイベント。適度な高低差がある里山を、自然に親しみながら歩くもの。

(市民登山の実施)

☞ 山岳信仰等の地域文化を育んできた自然豊かな山々に親しむ「市民登山」を引き続き実施します。

(小学校における自然体験学習の充実)

☞ 小学校においては、本市の豊かな自然を活用した体験学習の実施を推進します。

(地域性を活かしたスポーツの推進)

☞ スキー・スケートやヨット等の地域の特色ある自然を活かして実施されるスポーツ活動を支援します。

③ 安全なスポーツ活動の推進

施策目標

安心してスポーツ活動を行えるよう、安全なスポーツ環境を整え、スポーツによって生じる事故・外傷・障害等の防止や軽減を図ります。

現状と課題

《スポーツ事故》

現在、スポーツによって生じる事故・外傷・障害等の全般的な状況を示すデータは本市にはないものの、身近な大会等において事故が発生し、また外傷・障害等を負う者がみられます。

日常的にスポーツに親しむためには、スポーツにおける事故を防止し、外傷・障害等の軽減を図ることが重要です。

そのためには、スポーツ用具の安全性を確保することや、スポーツ指導者が安全に関する知識・技術を習得して指導に活用することが重要です。

《AEDの設置》

スポーツを行う際には、特に生死にかかわる急な心肺停止等について十分対処できるようにしておくことが重要です。

現在、主なスポーツ施設をはじめ、様々な施設に※AEDが設置され、利用方法等の講習会が行われるなど、人命救助のために大きな力となっています。しかし、現状では、施設利用者が十分意識していなかったり、自らAEDを携行したりすることが少ないという問題もあります。

※AED

自動体外式除細動器。突然正常に拍動できなくなった停止状態の心臓に対して、電気ショックを行い、心臓を正常なリズムに戻すための医療機器。

今後の具体的施策展開

(安全なスポーツ活動実施のための事故防止、外傷・障害の予防)

- ☞ スポーツ指導者やスポーツイベントの主催者、スポーツ施設の管理者等を対象とした最新のスポーツ医・科学に基づいた安全に関する研修等の開催を支援します。
- ☞ 多くのスポーツ関係者がスポーツにおける生死にかかわる急な心肺停止等についても十分対処できるよう、AEDの利用方法の普及に努めます。
- ☞ ※スポーツ団体等においては、主催する大会等におけるAEDの設置や各チームにおけるAEDの携行を奨励します。

※スポーツ団体
スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とするの団体。

(2) 子どものスポーツ機会の充実

子どもたちが、心身ともにたくましく健康に成長していくよう、学校や地域等において、スポーツを楽しむことができる環境づくりを推進します。

① 幼児期からの体力向上方策の推進

施策目標

子どもがスポーツに親しむ習慣や意欲を持てるよう、子どもの発達段階に適した運動遊びを指導し、体力の向上を図ります。

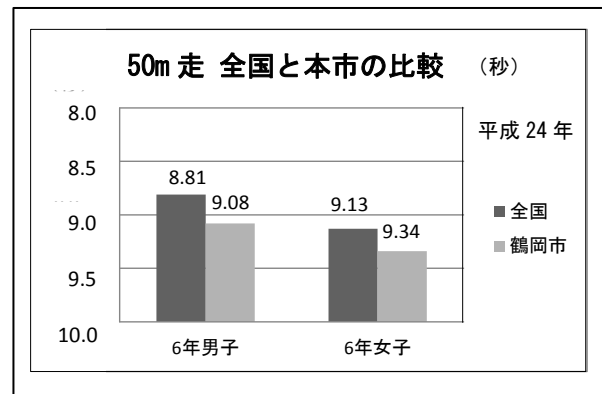
現状と課題

《子どもの体力・運動習慣》

子どもの体力は、全国的に、昭和 50 年代後半をピークに低下傾向が見られましたが、新体力テストに移行した平成 11 (1999) 年からは向上傾向にあり、また体力水準の高いグループが増加している傾向にあります。しかし、昭和 60 (1985) 年頃と比較すると子どもの体力は依然として低い状況となっており、本市においても同様の傾向がみられます。特に 50m 走については全国平均を下回っています。また運動習慣については、県の調査では、小学校の早い段階から「積極的にスポーツをする子ども」と「そうでない子ども」の二極化の傾向が認められることから、本市でも幼児期からの積極的な取組みが重要であると考えます。

本市の保育園では、子どもの体力向上を図るため、※「鶴岡市の保育 5 つの基本視点」の中に、「子どもの健康を支える保育」「遊びを通して育つ力を大切に保育」「自然と関わり、地域社会と交流する保育」を掲げ、体を動かす運動的な遊びの推進に取り組んでいます。また、小学校では、特に低学年の運動感覚の育成のため、各学校において「体づくり運動」に積極的に取り組んでいます。

今後、子どもたちが心身ともにたくましく健康に成長していくよう、幼児期から運動の楽しさや喜びを体感できる環境づくりをより一層推進していく必要があります。



《食育の取り組み》

学校の給食については、地域の豊富な農産物を使用し、安全・安心な食材を取り入れるとともに、栄養教諭等を配置し、食育に関する出前授業を積極的に行うなど、食

※鶴岡市の保育 5 つの視点

平成 21 年に鶴岡市の民間と公立の保育園が保育の基本を共有しようと、協働で策定した「つるおか保育ガイドブック」に記載されているもの。

習慣・食生活の良好な環境づくりに努めています。

一方、朝食を毎日食べる児童生徒は、食べない児童生徒より新体力テストの合計点が高い傾向にあることから、朝食を食べる習慣化を図るなど、食育の取組みを強化していく必要があります。

今後の具体的施策展開

(子どもの発達の過程を踏まえた身体活動の促進)

- ☞ 幼児期が様々な遊びを通して身体機能の発達が促される重要な時期であることから、家庭を含めた生活全体のなかで、幼児が自発的に楽しみながら運動遊びに取り組みめる保育環境の向上を図ります。
- ☞ 保育所(園)・幼稚園においては、幼児が自発的に体を動かす運動遊びに取り組みめるような環境づくりをさらに進めていくことが期待されます。また、文部科学省の「幼児期運動指針」(平成23年度策定)では、毎日60分以上、様々な遊びを通して、楽しく体を動かすことが大切であるとしており、その指導支援が期待されます。

(子どもの体力向上に向けた普及啓発)

- ☞ 子どもの運動の習慣化を推進するための動機づけとして、スポーツイベント「チャレンジデー」や「子ども夢スポーツフェスティバル in 鶴岡」等の運動・スポーツに関する事業への積極的な参加を促します。
- ☞ 小・中学校においては、県の「体力向上支援プログラム」の活用や児童生徒の「新体力テスト」の結果を踏まえた体力向上の取組みを推進します。
- ☞ 総合型クラブ等においては、子どもの健康づくりや体力向上に向けたプログラムに加え保護者の理解が促進されるよう、保護者も参加できるプログラムを提供することが期待されます。

(児童生徒が運動に親しむ場の創出)

- ☞ 運動・スポーツへ苦手意識を持っている児童生徒や、運動に積極的に関わりを持たない児童生徒に、運動・スポーツへの興味・関心を持たせるため、※1「放課後子ども教室」や※2「放課後児童クラブ」、総合型クラブ等における運動に親しむ場や機会を増やす取組みに対し、関係機関と連携して支援します。

(「知育・徳育・体育」の土台となる「食育」の推進)

- ☞ 児童生徒の健全な心身の成長のため、よりよい食習慣・食生活環境づくりを、家庭・地域との連携を図りながら、学校の教育活動全体で推進します。
- ☞ 食に関する指導にあたっては、関係する教科等を中心に、地域や学校の実情に応じ、専門性を有する栄養教諭や地域の有識者等による出前授業等の取組みを計画的かつ継続的に行います。

※1 放課後子ども教室

小学校の放課後、地域の大人の協力を得て、子どもたち同士の遊び、地域の人々とのふれあい、学習など、多様な活動を行う場所を提供するもの。市内8小学校区で実施。

※2 放課後児童クラブ

小学校の放課後、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童に適切な生活と遊びの場を提供するもの。市内に26施設がある。

② 学校の体育に関する活動の充実

施策目標

生涯スポーツにつながる体育・保健体育の学習や教育活動全体を通じた体育・スポーツ活動を充実させ、スポーツの楽しさや喜びを体験できるようにするとともに、子どもの体力の向上を図ります。

現状と課題

《学校における体育・保健体育》

学校における体育・保健体育に関する活動は、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現するための基礎となるものです。

小学校においては、子どもの発達段階や能力に応じた指導を行っていますが、教員の高年齢化が進むなか、体育の授業において児童に手本を見せるのが難しくなりつつあるという指摘もされています。また、中学校においては、学習指導要領の改訂により必修化された武道とダンスの安全かつ適切な指導を充実させるための取組みが求められています。

このようなことから、学校における指導体制の一層の充実を図るため、鶴岡市小学校体育連盟、田川地区中学校体育連盟、教育研究団体等と連携し、指導のあり方についての研修や情報交換を行っているほか、学校の実態に応じて、外部指導者の活用等も進めています。

《運動部活動》

運動部活動については、学習指導要領に「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する」と記載されていますが、少子化に伴い運動部に所属する生徒数が減少し、団体競技においては活動に支障をきたしている状況もみられます。田川地区中学校体育連盟主催の大会においては、チームが組めない学校同士の合同チームを認めるなど、柔軟に対応しています。

また、勝利至上主義に基づく、休日返上の過剰な練習や指導者の体罰等の防止を図るため、各中学校では、*部活動運営委員会の設置や種目毎に保護者会でガイドラインを作成するなどの取組みを行っています。

今後、運動部活動のより一層の充実を図るためには、運営形態等の工夫や外部指導者の導入・確保が重要となっています。

《安全面の配慮》

体育・保健体育の授業や運動部活動等、学校の体育に関する活動においては、重大な事故につながる可能性もあり、学習段階や個人差を踏まえた指導のあり方、器具・用具の安全な設置などさらなる配慮や工夫が求められています。

※部活動運営委員会

各種目の外部指導者、父母会、部活動顧問等が一堂に会し、部活動の運営について組織的に検討、協議する組織。

熱中症等の事故予防のため、生徒の体調管理については、国のガイドライン等を参考に適切な対応に努めていく必要があります。

今後の具体的施策展開

今後の具体的施策展開

(体育・保健体育授業の充実)

- ☞ 年間指導計画に基づき、発達段階を踏まえた適切な体育・保健体育の授業を実践します。特に、小学校低学年時においては、「多様な動きをつくる運動遊び」を通じた運動感覚の育成に力を入れます。
- ☞ 「新体力テスト」の結果を踏まえ、計画的に、体力や運動能力がバランスよく高まる指導に努めます。
- ☞ 学習指導要領等の指導内容の確実な定着を促進するため、教科体育指導法研修会を開催するなどして教員の指導力の向上を図ります。
- ☞ 中学校における武道・ダンス等の必修化に対応するため、研修会等への教員の積極的な参加を促し、安全かつ効果的な指導に努めます。
- ☞ スポーツ団体や関係団体等と連携し、体育・保健体育の授業や体育的な行事における指導者として、地域のスポーツ指導者やトップアスリート等の積極的な活用に努めます。

(体育に関する指導及び運動部活動の充実)

- ☞ 小・中学校においては、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質や能力を育むため、学校行事や学年行事等に体育的活動を積極的に取り入れるよう努めます。
- ☞ 小・中学校においては、日常的な運動習慣づくりのため、※「1学校1取組み」(マラソン、なわとび検定、鉄棒検定等)を推進します。
- ☞ 少子化へ対応しながら運動部活動の充実を図るため、合同での活動やシーズン区分による異なる種目での活動、スポーツ団体との積極的な協力や外部指導者の活用など、実態に応じた柔軟な対応に努めます。また、スポーツ団体や関係団体等においては、その主催する大会等において各学校の実態を踏まえた柔軟な大会運営が行われることが期待されます。
- ☞ 中学校においては、部活動運営委員会等を設置し、健全な部活動のあり方等について、組織的に検討することに努めます。
- ☞ 平成25年7月に山形県教育委員会が策定した「体罰等の根絶と児童生徒理解に基づく指導のガイドライン」(体罰防止ガイドライン)に沿った体罰の防止や生徒の健康面にも配慮した適切な指導方法の習得等、運動部顧問の指導力の向上を図るため、指導者研修会等への積極的な参加を促します。



【小学校における「1学校1取組み」大なわとびの様子】

※ 1学校1取組み

小学校・中学校が主体的に行う体力づくりのための活動で、休み時間における縄跳びの奨励等がある。

- ☞ 長期的な視点に立ってアスリートを育てていくことが必要であることから、個々の児童生徒の特性や発達段階を踏まえながら、学業とスポーツ活動のバランスを図り、本人のキャリア形成にも配慮した適切な支援に努めます。

(学校体育施設の充実)

- ☞ グラウンドや体育館の環境整備（耐震化の推進や遊具の安全管理等）等、学校体育施設の充実を図ります。

(安全なスポーツ活動実施のための事故防止・障害の予防)

- ☞ 体育・保健体育の授業において、けがの防止や簡単な手当等についての知識や技術が身に付くように指導します。
- ☞ 熱中症事故等予防のため、水分・塩分補給や環境条件に応じた運動、室内環境整備などに適切に対応します。

③ 子どもを取り巻く地域のスポーツ環境の充実

施策目標

地域社会全体が連携・協働し、総合型クラブやスポーツ少年団活動等の地域のスポーツ環境の充実を図り、子どものスポーツ機会を向上させます。

現状と課題

《スポーツ少年団》

スポーツ少年団は、「スポーツ活動を中心とした人間形成」を目的として、発達段階を考慮したスポーツ活動のほか、学習活動、野外活動、レクリエーション活動、社会活動、文化活動等を通して青少年の健全育成に大きく寄与しています。

小学生のスポーツ少年団加入率については、山形県が全国上位(平成24年度:28.2%、全国2位)に位置し、その中でも、本市は、団員数、指導者数ともに県内第1位(平成24年度)となっています。一方で、少子化による団員不足や団の存続、一部にみられる勝利至上主義に偏重した指導等の課題もみられます。

《総合型地域スポーツクラブ》

本市においては、平成7年に始まった国の「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」を全国10都市のひとつとして積極的に取り組んできました。

総合型クラブの活動は、地域における子どものスポーツ機会の場として大変重要なものですが、総合型クラブにおいてスポーツ指導者の確保や学校の体育に関する活動との連携が十分でない状況にあります。

(地域社会全体としての取り組みの推進)

- ☞ より多くの子どもが、スポーツに親しみスポーツの楽しさを実感できるよう、スポーツイベント「チャレンジデー」や「子ども夢スポーツフェスティバル in 鶴岡」等のイベントを積極的に開催します。
- ☞ 子どものスポーツ活動の環境づくりに向け、学校、スポーツ少年団、総合型クラブ等による情報の共有を図ります。

(スポーツ少年団活動の充実)

- ☞ 地域における子どものスポーツ機会を充実させるため、スポーツ少年団の活動を支援します。
- ☞ スポーツ少年団においては、主となるスポーツ活動だけでなく、子どもたちが様々なスポーツを経験できる多様な運動プログラムを実施することが期待されます。
- ☞ スポーツ少年団においては、スポーツの楽しさや素晴らしさを追求することの重要性について再認識し、一部に見受けられる勝利至上主義に偏重することのない、より充実したスポーツ少年団活動となることが期待されます。
- ☞ スポーツ少年団においては、スポーツ活動を中心にしながら、野外活動、レクリエーション活動、文化活動、社会活動等、領域の広い工夫ある活動を通して、青少年の心身の健全育成と地域づくりに貢献することが期待されます。また、広く地域に活動が理解されることにより、小学生の加入率が向上し、中学生・高校生がリーダーとして団活動を継続することが期待されます。
- ☞ スポーツ少年団においては、スポーツとの出会いの場としての役割を果たすとともに、将来的な技能向上に結び付く基本的な技能習得や全体的な運動能力の発達を促しながら、無理なく段階を追って意欲や楽しさが増すような、より充実した指導が実践されることが期待されます。

(3) 市民が主体的に参画する地域スポーツ環境の整備

市民が主体的に参画するスポーツ環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブを支援するとともに地域におけるスポーツ指導者の充実を図ります。

① コミュニティの中心となる総合型クラブの育成

施策目標

総合型クラブが、スポーツを通じて*「新しい公共」を担い、コミュニティの核のひとつとなれるよう育成します。さらに、総合型クラブがより自立的に運営できるように、その活動を支援します。

現状と課題

《総合型クラブの設立状況》

総合型クラブは、地域の住民に対し、年齢、興味、技術レベル等に応じた様々なスポーツ機会を提供することができる、多種目、多世代、多志向のスポーツクラブです。

本市においては、平成7年に国の「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」の指定を受け、平成8年に鶴岡市民健康スポーツクラブが設立されてから現在まで10クラブが設立されています。このうち、たかだてスポーツクラブは、平成23年にNPO法人となっています。

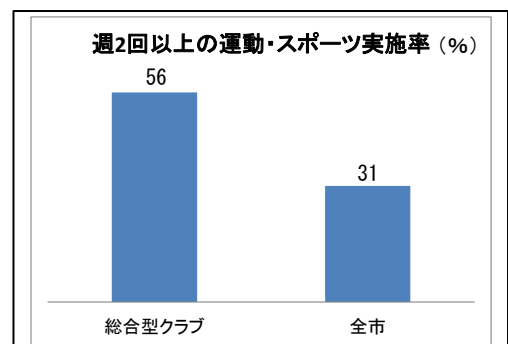
国の「平成25年総合型地域スポーツクラブ育成調査」によると、県内には59の総合型クラブが設立されていますが、本市のクラブ数は、市町村別で県内最多となっています。

設立年月	クラブ名
平成8年4月	鶴岡市民健康スポーツクラブ
平成15年11月	やまがクラブ
平成18年1月	稲穂ファミリースポーツクラブ
平成19年2月	たかだてスポーツクラブ
平成19年2月	あつみスポーツクラブネクサス
平成20年2月	デポルターレ豊浦
平成20年2月	ふじしまスポーツクラブ
平成20年2月	くしびきスポーツクラブ
平成21年9月	あさひスポーツクラブ
平成25年2月	はぐろスポーツクラブ

《総合型クラブの活動状況》

本市の総合型クラブ10クラブにおいては、合計約130の教室が展開され、幼児から高齢者まで約3,000人の会員がそれぞれの志向に応じて運動・スポーツに親しんでいます。

本市における総合型クラブ会員の週2回以上の運動・スポーツ実施率は、全市31%に対し56%と25ポイント高いものとなっているなど、総合型クラブは運動・スポーツの実施率向上に重要な役割を果たしています。



総合型クラブ：「総合型地域スポーツクラブと運動部への追跡調査による生涯スポーツ社会構築の可能性」平成24年3月 研究者代表 海老原修（横浜国立大学）
全市：「スポーツライフに関する調査」平成24年1～3月 鶴岡市教育委員会

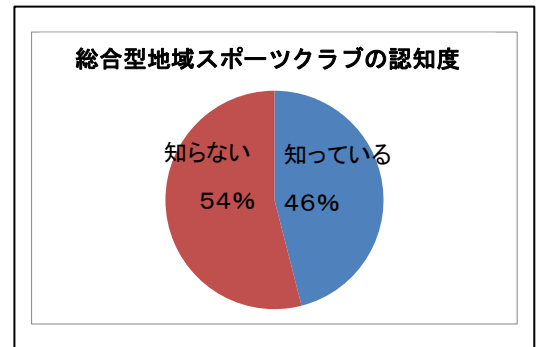
※新しい公共

行政だけでなく、教育や子育て、まちづくり、防犯や防災、医療や福祉等、公益に係る活動について、住民一人ひとりが参加しあって、社会全体として支えあうという新しい価値観。

《総合型クラブの安定運営》

総合型クラブの自主財源率は、自主性・主体性を支える重要な要素ですが、10クラブの自主財源率を平成24年度で見ると、70%以下が8クラブ、うち5クラブが50%以下となっており、財政基盤を確立していく必要のあるクラブが多数を占めています。

本市における総合型クラブの認知度は、「スポーツライフに関する調査報告書」によると、「知っている」46%、「知らない」54%と過半数を超える市民が認知していないというものでした。総合型クラブが安定した運営を行うためには、今後、さらに多くの魅力的なプログラムを提供していくとともに、会員の増加を図る必要があります。



《総合型クラブの活動拠点》

総合型クラブの活動拠点施設は、市のスポーツ施設、学校体育施設、コミュニティセンターなど全て借用施設となっており、施設を自己所有しているクラブはない状況にあります。今後の活動においても、安定して活動場所を確保していくことが望まれます。



【総合型クラブの活動「いきいきヨーガ」】

今後の具体的施策展開

(総合型クラブの育成の支援)

- ☞ 市民が主体的に参画するスポーツ環境の整備の観点から、総合型クラブが地域の「新しい公共」を担い、安定的かつ継続的に運営できるよう、クラブの育成とその支援に努めます。
- ☞ 市民が気軽に参加できる魅力あるプログラムやスポーツ実施率の低い年代が参加しやすいプログラムを実施する総合型クラブを支援します。

(総合型クラブの自立と活動の充実)

- ☞ 総合型クラブを育成するため、広報活動やイベント活動、企業との連携等を支援します。また、総合型クラブの認知度を高めるため、市民への積極的な周知を図ります。

- ☞ 市は、総合型クラブの活動の場である施設の円滑な利用が図られるよう引き続き支援します。
- ☞ ※1庄内地区広域スポーツセンターと連携し、総合型クラブ相互の情報交換、※2クラブマネージャー育成の取組み、総合型クラブの安定運営に向けた取組み等を支援します。
- ☞ 総合型クラブにおいては、専門性の高い指導者の育成・活用や魅力あるプログラムのさらなる展開等により、事業内容の充実を図ることが期待されます。

② 地域のスポーツ指導者等の充実

施策目標

地域住民やスポーツ団体等のニーズを踏まえつつ、スポーツ指導者の養成を推進するとともに、資格を有するスポーツ指導者の有効活用を図ります。

現状と課題

《スポーツ指導者》

スポーツ指導者は、スポーツを支える重要な要素の一つであり、市体育協会、地域・地区・学区体育協会、競技団体、鶴岡市スポーツ少年団本部（市スポーツ少年団本部）、鶴岡市レクリエーション協会（市レクリエーション協会）をはじめ多くのスポーツ団体において、資質の向上に向けた研修等が行われています。

今後も、スポーツ指導者と連携を図り、スポーツ活動を推進していくことが重要です。

《スポーツ推進委員》

本市においては、平成25年4月現在、94人をスポーツ推進委員に委嘱していますが、スポーツ推進委員は、地域の様々な生涯スポーツ事業のけん引役を果たしています。その活動は、実技指導や市が実施するスポーツ事業の企画・立案・運営等の業務を行っていますが、今後、スポーツ基本法により新たに業務に加わったスポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整の役割を担うことが求められています。



【スポーツ推進委員研修会での
ニュースポーツの研修】

※1 庄内地区広域スポーツセンター

総合型地域スポーツクラブの創設や育成、活動全般にわたる支援を行う県内5カ所に設置された広域スポーツセンターのひとつ。山形県教育庁庄内教育事務所内に設置されている。

※2 クラブマネージャー

総合型クラブの経営管理(マネジメント)を行う立場にある人。

今後の具体的施策展開

(スポーツ指導者の養成)

- ☞ 質の高い指導者の養成に向け、市体育協会、地域・地区・学区体育協会、競技団体、市スポーツ少年団本部、市レクリエーション協会等のスポーツ団体が実施する研修等がさらに充実するよう支援します。

(スポーツ推進委員の資質の向上)

- ☞ スポーツ推進委員が、これまでの役割に加え、市民のニーズを踏まえたスポーツのコーディネーターの役割を担えるよう、積極的に研修等を実施し、さらなる資質の向上を図ります。

2. 感動と活力を与える競技スポーツの推進

国際大会や全国大会で本市の選手が活躍することは、市民に明るい話題を提供し、夢や感動を与え、自信と誇り、郷土愛を育み、活力ある市勢発展に大きく寄与するものです。

市は、市体育協会及び市スポーツ強化後援会と連携しながら選手の育成・強化、指導者・審判員の資質の向上にあたっていますが、その連携のさらなる強化を図ります。また、企業スポーツ等との交流・連携を促進し、競技力の向上を図ります。

競技力向上にあたっては、ジュニア期（小学校・中学校・高等学校）からの育成が重要であることから、県が行うジュニアアスリートの発掘・育成事業や競技団体、※学校体育団体等が行うジュニア期からの一貫指導の整備に協力していきます。

スポーツ施設については、地元の選手が充実した環境で活動が行えるとともに、プロスポーツや上位競技大会が開催できるよう、その環境の充実を図ります。

スポーツ指導における暴力行為の根絶については、指導者はじめスポーツ関係者が一丸となって取り組んでいきます。

(1) 競技力向上に向けた 人材養成

- ①ジュニア期からトップアスリートまでの競技力向上を支える環境整備
- ②スポーツ指導者・審判員等の資質向上

(2) 競技力向上を支える 環境の整備

- ①競技力向上に向けた施設環境の充実

※学校体育団体

鶴岡市小学校体育連盟、田川地区中学校体育連盟及び田川地区高等学校体育連盟。

(1) 競技力向上に向けた人材養成

競技力の向上を図るため、ジュニア期からトップレベルに至る計画的な人材養成の体制整備を図ります。また、オリンピックをはじめとする国際大会、全国大会で活躍できる選手を数多く育成することを目標とします。

① ジュニア期からトップアスリートまでの競技力向上を支える環境整備

施策目標

全国や世界の檜舞台で活躍できるトップアスリートを育成・強化するため、スポーツ団体や地域等との連携により、ジュニア期からトップレベルに至る計画的な人材養成の体制整備を図ります。また、スポーツ医・科学的サポートを充実させるとともに競技団体や関係機関との密接な連携を図り、トップアスリートの活動を支える環境づくりを推進します。

現状と課題

《トップレベルでの活躍》

本市においては、市体育協会と市スポーツ強化後援会が中心となり、競技団体と連携して競技力向上の取組みを行っています。近年、国際大会で優勝する選手が生まれ、また国内大会では、全国中学校総合体育大会・全国高等学校総合体育大会で優勝する選手、国民体育大会で県選抜チームの一員として優勝する選手をはじめ、これらの大会で上位入賞する選手が生まれています。

競技力向上を図るためには、市、競技団体、関係機関等がさらなる連携を図り、活動を支えるスポーツ環境の整備を図ることが必要です。

《競技力向上の強化策》

競技力の向上には、ジュニア期における一貫した選手の育成ができる環境の整備を図る必要があります。

オリンピックや国際大会等のトップレベルで活躍できるアスリートの輩出を目指し、小学生を対象にジュニアアスリートの発掘・育成を行う※「山形県スポーツタレント発掘事業(YAMAGATA ドリームキッズ)」が平成21年度より展開されており、本市からこれまで12人が「ドリームキッズ」に認定されています。「ドリームキッズ」をはじめとするジュニアアスリートがトップアスリートとして活躍できるよう、競技力向上のための基盤整備をさらに進める必要があります。

※山形県スポーツタレント発掘事業（YAMAGATA ドリームキッズ）

オリンピックや国際大会などトップレベルの大会で活躍する選手を輩出するために山形県スポーツタレント発掘事業実行委員会が行う、ジュニアアスリートの発掘・育成事業。オリンピック選手やオリンピック選手を育てた指導者等もその指導にあっている。

今後の具体的施策展開

(ジュニア期における一貫指導体制の確立)

- ☞ ジュニア期における競技力の向上を図るため、競技団体等が策定する一貫指導プログラムを普及・実践するための支援を行います。また、オリンピックや国際大会等のトップレベルで活躍できるアスリートの輩出を目指した「山形県スポーツタレント発掘事業」に協力します。
- ☞ 競技団体等は、学校体育団体等との連携を図り、ジュニア期における多様な競技種目の選択に応じて、小学校・中学校・高等学校それぞれのステージにおいて競技が可能となる一貫指導体制の整備に努めます。特に小学校から中学校、中学校から高等学校へと移行する期間での活動が中断しないよう競技団体、総合型クラブと連携し、指導体制の充実に努めます。

(国際大会や全国大会等で活躍できる選手の強化)

- ☞ オリンピックをはじめとする国際大会、全国大会で活躍できる選手を育成するため、市体育協会、市スポーツ強化後援会及び競技団体が行う各種強化事業等を支援します。

(トップスポーツ等との交流・連携の促進)

- ☞ 公益社団法人 山形県スポーツ振興 21 世紀協会、モンテディオ山形、企業スポーツ等との交流・連携により、競技力の向上を図ります。
- ☞ 競技レベルの高い大会等を積極的に誘致し、地元選手の競技意識の高揚を図ります。

(スポーツ医・科学に基づいた科学的トレーニングの推進)

- ☞ スポーツ医・科学に基づいたトレーニングの実践・習得を図るスポーツ団体に協力します。
- ☞ ドーピングに対する正しい知識と防止策について情報提供するなど、アスリート等へのドーピング防止活動を推進します。

② スポーツ指導者・審判員等の資質向上

施策目標

施策目標

トップアスリートを育成できる高度な専門能力を有する指導者と質の高い審判員等を養成・確保します。

現状と課題

《スポーツ指導者・審判員》

スポーツ指導者・審判員については、各競技団体が市スポーツ強化後援会の支援を受け実施する研修や上部組織が行う研修等への参加により、その養成、資質の向上を図ってきました。

しかし、国内における競技水準が年々向上していることから、全国を勝ち抜くための高度な専門的知識と高い指導力を持つ指導者の養成・確保が課題となっています。

また、スポーツ指導者は、フェアプレー精神を尊重し、選手自らが考え、判断することのできる能力の育成に努めるなど、選手との信頼関係の下、指導していくことが求められています。

今後の具体的施策展開

(トッパアスリート育成に向けた優れた指導者の養成と確保)

- ☞ 市体育協会、市スポーツ強化後援会、競技団体等が指導者・審判員の資質の向上のために行う研修活動等を支援します。
- ☞ 優れた実績や技能を持つアスリートを学校の運動部活動や競技団体の指導者として確保することに努めるなど、指導の充実と競技力の向上を図ります。
- ☞ スポーツ指導者、スポーツを行う者、スポーツ団体等のスポーツ関係者は、スポーツにおける暴力行為がスポーツを行う者の権利・利益の侵害であることを自覚し、その根絶に取り組みます。また、学校部活動等においては、体罰防止ガイドラインに沿った指導に努めます。

(2) 競技力向上を支える環境の整備

① 競技力向上に向けた施設環境の充実

施策目標

競技力の向上に向け、地元選手の練習環境の充実とプロスポーツ等の大会の開催を促進するため、競技団体等と連携し、公認施設としての機能維持に努めるなどスポーツ施設環境の充実を図ります。

現状と課題

《地元選手の練習環境の現状》

本市スポーツ施設では、全国大会や東北大会、県大会などの各種競技における上位大会が開催されており、日ごろから競技団体等と連携し、大会開催が可能な水準を維

持するための施設機能の充実を図っています。施設機能水準の高いスポーツ施設を使用して練習することは、競技大会等への参加に向けての準備となるばかりでなく、選手の競技力の向上にもつながります。

現在、各学校や競技団体等の多くが練習会場として、また大会直前の調整等にも使用している状況です。

《プロスポーツ試合等の開催状況・施設環境の現状》

小真木原総合体育館は、平成4年に第47回にばな国体の相撲会場として使用し、日本相撲協会の巡業の開催実績もあります。また、近年は日本バレーボールリーグやバスケットボール女子日本リーグの公式戦も開催されています。

小真木原野球場は、全国では唯一の内外野天然芝のグラウンドとして平成11年に開設し、これまで、プロ野球イースタンリーグ公式戦をはじめ日米大学野球選手権大会などが開催されています。

これら施設の機能向上のため、小真木原総合体育館では、競技ルールの変更等へ迅速に対応できるよう、得点表示装置を更新したほか、小真木原野球場のスコアボードについては、選手名の電光表示や球速表示機能を整備するなど、プロスポーツの試合の誘致にもつながる環境整備を行っています。

しかし、本市のスポーツ施設規模では、プロ野球1軍公式戦やサッカーJリーグ公式戦を開催することができず、球場または競技場としての開催要件を満たすためには大規模な改修等が必要となり多額の経費を要することとなります。

《ハイレベルな大会の開催・施設環境の現状》

小真木原陸上競技場は、県内唯一の※日本陸連第2種公認競技場であり、これまで東北中学校陸上競技大会等の東北大会が開催されています。また、同陸上競技場及び櫛引総合運動公園では、全国高校サッカー選手権大会県予選会や全国自治体職員サッカー選手権東北予選大会等が開催されています。そのほか、小真木原テニスコートでは、天皇賜杯・皇后賜杯 全日本ソフトテニス選手権大会等の全国大会や東北大会などが開催されています。

鶴岡市民プールは、日本水連25m・50m併用の公認プールであり、一般社団法人日本スイミングクラブ協会東北ブロック水泳競技大会等の東北大会が定期的に開催されています。

今後も各競技団体等と連携し、既存スポーツ施設における上位大会の開催が可能な施設環境の充実を図る必要があります。



【鶴岡市民プール】

※日本陸連第2種公認競技場

公益財団法人日本陸上競技連盟公認の陸上競技場の一つ。第1種から第4種までの種別があり、第2種公認競技場である小真木原陸上競技場では東北大会規模の地方大会が開催可能。

(地元選手の競技力向上のための練習環境の整備)

- ☞ 地元選手の競技力が向上し各種競技大会で活躍できるよう、上位大会の開催が可能となるスポーツ施設機能の維持に努めるとともに練習環境の充実を図ります。

(プロスポーツ等の大会誘致の促進)

- ☞ サッカーJリーグ公式戦が開催可能なサッカー場の整備については、関係団体と連携した活動を行っていきます。
- ☞ 各種プロスポーツ公式試合が開催されるよう、既存スポーツ施設の機能充実を図るとともに、関係団体と連携し大会誘致を促進します。

(各種競技大会開催に必要な施設環境の整備充実)

- ☞ 小真木原陸上競技場及び鶴岡市民プールについては、関係競技団体からの公認を継続して得られるよう必要な施設整備を行います。
- ☞ 公認施設以外のスポーツ施設においては、競技ルール改正等に迅速に対応するなど必要な施設機能の充実を図ります。

3. 誰もが安全・安心に利用できるスポーツ施設の環境整備

市民がライフステージに応じてスポーツ活動に取り組むことは、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むために不可欠なことです。

その活動の拠点となるスポーツ施設は、市民の健康増進やスポーツを通じた青少年の健全育成、各種競技力の向上、さらには地域コミュニティの構築の場や災害時の防災拠点など、多様で重要な機能を担っています。スポーツ施設環境が充実していることは、本市のスポーツ振興のみならず、市民の健康づくりや地域活性化にもつながります。

しかし、本市の主要なスポーツ施設の多くは、「第47回ベにばな国体」が開催された平成4年前後に整備されたもので、相当の年数が経過しており、また近年は老朽化により廃止した施設も出てきています。その一方で、健康に対する市民の興味関心の高まりに伴い、スポーツ施設の利用増加による利用混雑の解消が課題となっています。

このようなことから、市民誰もが安全に安心して、気軽に利用できる施設環境を整えるため、コミュニティセンターや公民館等のスポーツ類似施設や民間のスポーツ施設の利用を促進するとともに、市民ニーズや整備財源等を考慮しながら、スポーツ施設の機能維持や向上等の整備・改修を進めていきます。

施設の管理運営においては、効率的な運営と市民ニーズに沿ったサービスを提供するため、指定管理者制度の導入を推進します。また、利用者をはじめとする市民との協働による施設維持に関わる活動の拡大に努め、管理経費の軽減を図るとともに、施設利用における適正な利用者負担のあり方についての検討を進めます。



【鶴岡市小真木原公園全景】

(1) スポーツ施設の 有効活用と整備推進

- ①安全・安心に利用できる施設環境の充実
- ②気軽に利用できる施設環境の充実

(2) スポーツ施設の 管理運営の充実

- ①協働による施設環境の充実

(1) スポーツ施設の有効活用と整備推進

市民ニーズや利用実態を踏まえながら、市民誰もが安全・安心かつ気軽に利用できるスポーツ施設環境の整備を推進します。

① 安全・安心に利用できる施設環境の充実

施策目標

誰もが安全に安心して利用でき、またスポーツに親しめる施設環境の整備、充実を図ります。

現状と課題

《スポーツ施設及び設備の現状》

スポーツ課所管のスポーツ施設の多くが、平成4年のべにばな国体開催年前後に整備されたもので、既に20年以上が経過しています。そのため、老朽化による不具合も発生していますが、その

【主なスポーツ施設の整備年】

小真木原総合体育館	平成4年	羽黒体育館	平成3年
小真木原陸上競技場	昭和57年	櫛引スポーツセンター	平成7年
小真木原テニスコート	平成3年	櫛引総合運動公園	平成元年
鶴岡市民プール	平成元年	朝日スポーツセンター	平成5年
藤島体育館	平成8年	温海総合運動場	昭和58年

都度、修繕や改修等を行い、施設機能の維持や利用者の安全確保に努めています。

一方で、非耐震構造で老朽化の進行が顕著であった、旧大山中学校体育館と第二体育館は平成24年度までに廃止し、解体しました。

このように本市スポーツ施設には、日常の維持管理や修繕での応急的な対応では困難な施設も一部に見られ、施設機能の維持のためにも早急に抜本的な対策を講じる必要が出てきています。

主な施設の状況について、日本陸連第2種公認競技場である小真木原陸上競技場は、公認を得るために必要なトラック等の競技に関係する施設・設備の改修は行ってはいるものの、老朽化が目立つ観覧席や外周柵等の競技以外の施設等の改修には至っていない状況です。また、小真木原テニスコートは、人工芝の耐用年数（概ね10年）の倍以上の年数を経たものであるため、芝目やコート面の高さが不均一な状態となっており、競技や練習に支障も見られることから、競技団体や利用者からコート改修の要望もあるなど、早急に対応する必要があります。

市民プールについては、プール本体には特に大きな不具合等は発生していないものの、機械設備の老朽化が進み、修繕頻度が高くなっています。

本市のスポーツ施設の内、特に県大会等の大きな大会が開催される施設については、安全に安心して利用でき、また大会運営に支障が出ないよう施設機能の維持が課題となっています。

《スポーツ施設におけるバリアフリー等安全対策の現状》

本市スポーツ施設においては、誰でも安全に安心して利用できるよう、障害者用駐車スペースや多目的トイレ、車椅子用スロープの設置等のバリアフリー化を図るなど、各拠点体育施設を中心にその対応に努めています。また、利用者の心肺停止等の事故への対応としては、多くの市民が利用するスポーツ課所管の各拠点体育施設を中心にAEDを設置し、心肺蘇生における初動活動が行える環境づくりに努めています。

今後の具体的施策展開

(既存スポーツ施設機能の維持向上)

- ☞ 小真木原陸上競技場については、観覧者を含む利用者の安全を確保するために必要な施設改修を行います。
- ☞ 小真木原テニスコートについては、良好な施設環境を維持し、大会等の運営に支障が出ないように、人工芝の整備推進を図ります。
- ☞ 市民プールについては、施設寿命の延命化を図るために必要な施設・設備の改修・更新等の措置を講じます。
- ☞ その他のスポーツ施設についても、利用者が安全に安心して利用できるよう、日常の点検を徹底し、危険箇所や不具合箇所が確認された場合は、迅速に対応しその解消を図ります。

(安全・安心な施設環境づくりの推進)

- ☞ 障害者や高齢者等を含む全ての市民が安心して、スポーツ・レクリエーション活動ができるように、常に利用者の視点に立った施設環境づくりを推進します。
- ☞ スポーツ施設以外の公共施設等に設置してあるAEDの有効活用について、関係団体等と連携を図るとともに、未設置のスポーツ施設については利用実態等を踏まえてAEDの設置について検討していきます。また、設置されているAEDの維持管理を適切に行うとともに設置場所の周知徹底を図ります。
- ☞ スポーツ施設は災害時の防災拠点としての機能も有しており、市民の安全・安心を確保するため、建築基準法等に沿った地震対策を講じていきます。

② 気軽に利用できる施設環境の充実

施策目標

地域における身近なスポーツ活動の場を確保するため、既存スポーツ施設や学校体育施設、コミュニティ施設等の有効活用を図るとともに、利用者ニーズを踏まえた施設機能を計画的に整備します。

《スポーツ施設の設置状況》

本市には、市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動を行える場として、体育館や多目的グラウンド、野球場、テニスコート、プール等のスポーツ施設が設置されています。平成 24 年度の施設利用者数をみると、市のスポーツ施設や学校体育施設、スポーツ施設機能を有するコミュニティセンター等の類似施設の利用者は、年間約 170 万人であり、さらに県や民間のスポーツ施設を加えると、相当の数の市民が生涯スポーツやレクリエーション、競技スポーツなどでスポーツ施設を利用しています。

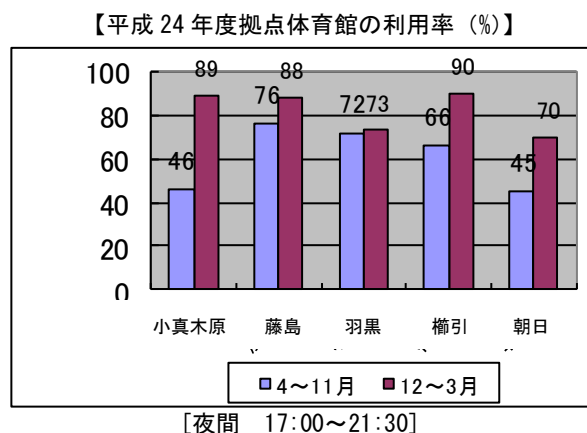
地域の拠点体育館としては、小真木原総合体育館、藤島体育館、羽黒体育館、櫛引スポーツセンター、朝日スポーツセンターがあるほか、小中学校 51 校（平成 25 年度現在）全てが、学校体育施設の開放事業に取り組むなど、地域住民の身近なスポーツ活動の場として定着しています。また近年、愛好者が増加しているグラウンド・ゴルフについては、関係団体の要望を受け、平成 23 年度に櫛引総合運動公園北側に鶴岡市グラウンド・ゴルフ場を開設し、高齢者を中心に多くの市民に親しまれています。

このように各地域のスポーツ・レクリエーション活動の場は、充足しているように見えますが、中学校区単位でみると、平成 23 年に旧大山中学校体育館（利用者数約 16,000 人）を、平成 24 年に第二体育館（同約 23,000 人）を老朽化により廃止したことから、鶴岡第五中学校区、鶴岡第三中学校区には現在、地域の活動拠点となる施設が未整備の状況となっています。

《スポーツ施設の利用率》

スポーツ課所管の拠点体育館の利用状況は、4月から11月までの期間と、12月から3月までの冬期間を比較すると、テニスやフットサル等の屋外施設利用者が屋内に活動の場を移す冬期間の利用率が上がる傾向にあります。また、学校の部活動やスポーツ少年団活動、社会人利用が多くなる17時以降の利用率が高く、特に冬期間は小真木原、藤島、櫛引の各体育館では90%前後の非常に高い利用率となっています。

このように、夜間や冬期間の施設利用率が高いため、市民からは利用したくても利用できないといった声もあり、成人のスポーツ活動の推進を図るためにも、利用混雑の解消が課題となっています。



《本市に未整備のスポーツ施設機能》

人工芝グラウンド

本市には人工芝グラウンドは整備されていませんが、近年、全国的に導入する自治体が増加しています。県内でも既に3市3町に整備（平成26年3月現在）されています。その理由として、人工芝は天然芝に比べると、維持管理費が安価で、養生期間が不要のうえ天候に左右されずに利用でき、利用可能な期間が長いなどの優位性があることなどから、助成事業等を活用しての導入が全国的に進んでいるものと考えられます。本市においても、利用者の利便性と利用混雑の解消に向けた、人工芝グラウンドの整備が課題となっています。

屋内多目的運動施設

本市にはテニスやフットサルなどの競技を行える屋内多目的運動施設は整備されていませんが、屋内運動場としては、小真木原野球場室内練習場、櫛引スポーツセンタークレーコート、藤島体育館屋内運動場等があります。これらの施設は、競技をするには狭隘で天井が低いため、主に練習用として使用される場合が多く、そのため市民の中には、近隣自治体の屋内多目的運動施設を利用しているケースも多くなっています。

冬期間に体育館等の屋内施設に活動の場を移す、あるいは活動が制限されている競技種目の主な利用者数は、例えばテニスでは、小真木原テニスコートの利用者数が45,335人、月平均約5,600人（平成24年度実績）であり、またグラウンドゴルフでは、鶴岡市グラウンド・ゴルフ場の利用者数が10,341人、月平均約1,400人（同実績）となっています。さらに、他のテニスコートやグラウンドゴルフ場の施設利用者と、屋外競技のフットサル、ゲートボール等での利用者を含めると、冬期間における屋内多目的運動施設利用の潜在的需要は相当高いものと推測されます。

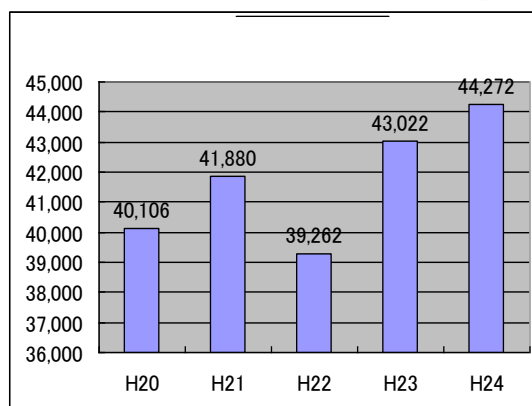
このため、冬期間の生涯スポーツの推進と競技力の向上に向けた練習環境の充実や、利用混雑の解消による利用者の利便性の向上のため、屋内多目的運動施設の整備が課題となっています。

《トレーニングルームの現状》

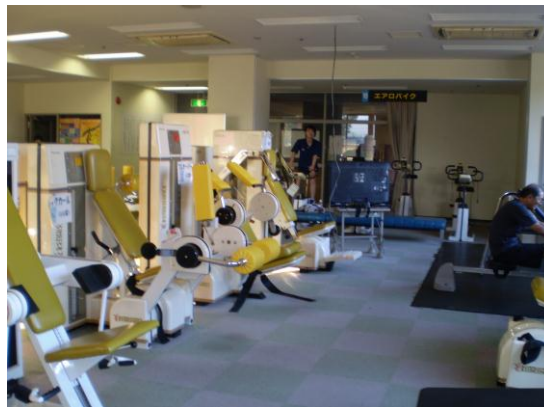
トレーニングルームについて、市のスポーツ施設では、小真木原総合体育館、藤島体育館、羽黒体育館、櫛引スポーツセンターに設置し、またスポーツ施設以外では、市総合健康福祉センターに設置しています。

そのほか、地域の総合型クラブが、朝日スポーツセンターと温海林業センター内にそれぞれ設置し、管理運営を行っています。

【鶴岡・藤島・羽黒・櫛引地域の
トレーニングルーム利用者合計数（人）】



市管理のスポーツ施設のトレーニングルームの過去5年間の利用者数をみると、平成22年度は震災の影響で利用者が減少しているものの、年々増加しており、特に近年はトレッドミル（ランニングマシン）やエアロバイク機器の利用需要が多くなっています。



【小真木原総合体育館のトレーニングルーム】

今後の具体的施策展開

（地域の拠点施設の整備充実）

- ☞ 地域住民の利便性向上と既存施設の利用混雑の緩和を図るため、地域拠点施設未整備地区である鶴岡第三中学校区や鶴岡第五中学校区への拠点体育館の整備推進を図ります。
- ☞ スポーツ活動を支える「場」として地域住民が気軽にスポーツ活動ができるよう、学校体育施設やコミュニティセンター・公民館等のスポーツ類似施設について関係機関と連携して有効活用を推進します。
- ☞ 市民のスポーツ活動の利用環境の充実を図るため、国や県、民間等の既存施設について、関係機関と連携して有効活用を促進します。

（市民ニーズに沿った施設の整備充実）

- ☞ 天候に比較的影響を受けず大会や行事等が開催しやすくなるなど、市民の利便性向上が期待される人工芝グラウンドについては、整備財源等を考慮しながら、より効果的・効率的な整備の推進を図ります。
- ☞ 冬期間における競技力の向上に向けた練習環境の充実とスポーツ施設の利用混雑の緩和等利用者の利便性の向上を図るため、屋内多目的運動施設については、整備財源等を考慮しながら、より効果的・効率的な施設整備の推進を図ります。
- ☞ トレーニングルームの利用ニーズに対応するため、利用実態に沿った機器の適正な配置及び日常点検の徹底による機器の延命化を図るとともに、利用需要の高い機器については重点的に配置します。また、それぞれの目的に応じたトレーニングルーム利用ができるよう、市総合健康福祉センターとの連携を強化します。



【近隣の自治体の屋内多目的運動施設】

(2) スポーツ施設の管理運営の充実

① 協働による施設環境の充実

施策目標

スポーツ施設の効率的、効果的な管理運営を推進するとともに、利便性の高い充実したサービスを提供します。また、地域、利用者、学校、関係団体等の協働により、地域住民が利用しやすい身近なスポーツ活動の場として、学校体育施設等の有効活用を図ります。

現状と課題

《スポーツ施設の管理状況》

本市のスポーツ施設管理については、平成25年度から※指定管理者制度を順次導入しています。このことは、民間活用によるスピード感と創意工夫で、施設利用者が質の高いサービスを受けられることや、効率的な管理・運営により、経費の節減につながることを期待できます。また近年は、競技団体による天然芝化や芝管理等の施設の維持管理作業、種目団体、町内会組織等による清掃作業や植栽の手入れ等、スポーツ施設維持管理において、スポーツボランティアの輪の広がりが見られます。

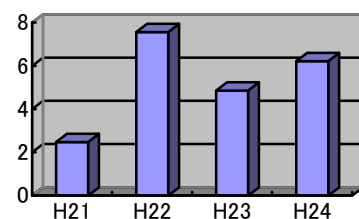


【赤川河川緑地サッカー競技場での競技団体による芝張作業】

《施設の修繕・改修費の現状》

経年劣化により、建物の屋根や外壁、機械設備や受電設備に支障が出てきているため、緊急を要する改修や修繕については、安全性の観点から優先順位をつけて対応しています。また、他の不具合がある箇所については、施設利用者の利便性を考慮した整備に努めています。

スポーツ課所管施設で改修に要した経費
(千万円)



《学校体育施設開放の現状》

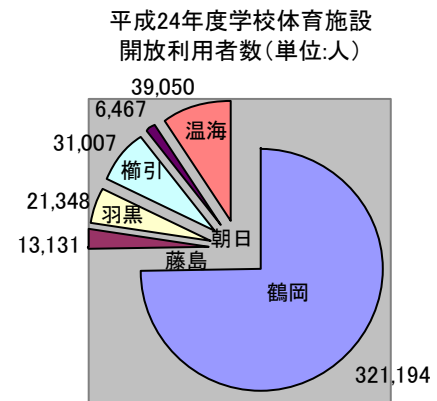
学校体育施設開放については、学校教育活動に支障のない範囲で地域住民の生涯スポーツ活動の場として提供されており、市立小中学校51校(平成25年度現在)全てが開放事業を実施しています。鶴岡地域においては、学校ごとに学校開放運営委員会

※指定管理者制度

地方自治体が所管する公の施設について、施設の管理・運営を民間会社等の団体に委託することができる制度。民間のノウハウを導入することにより、利用者サービスの向上や効率化等の効果が期待される。

を組織して団体登録事務や年間利用調整等を行っており、管理する側と使用する側との意見交換の場を持つなど円滑な運営が行われています。しかし、鶴岡地域以外の地域では運営委員会が組織されておらず、体育館管理者が利用調整等を行っている状況です。そのため、運営委員会等の組織がない地域における利用調整のあり方が課題となっています。

また、学校統廃合により、閉校となる学校体育施設の利活用についても課題となっています。



《施設使用料の現状》

総合体育館等の市のスポーツ施設は、使用料が有料となっていますが、学校体育施設開放においてはグラウンドの夜間照明設備を除き、利用者の負担がない状況になっています。このように、利用する施設によっては費用負担の有無があるため、バランスがとれていない状況になっています。市のスポーツ施設の使用料については、経済状況の変動による見直しなど、適正な使用料の設定に努めており、無料である学校体育施設開放についても、施設管理には維持管理費を要することから、利用者負担のあり方について検討する必要があります。

《使用料減免の現状》

本市では、スポーツ施設の適切な維持管理を行うため、関連する条例や規則に基づき、施設・設備の使用料について利用者負担となっています。ただし、例外として、その負担を軽減する必要があると認められる場合は、全額または一部を免除しており、減免の適用は、施設の利用に公益性があるもの、あるいは市の施策として支援が必要であるもの等を判断基準として政策的に行っています。具体的には、市・市教育委員会が主催・共催するもの、市内小中学校や幼稚園・保育園の教育保育目的であるもの、市体育協会や小学・中学・高校体育連盟の事業、障害者の利用、スポーツ少年団の利用、総合型クラブの利用等について、使用料を減額または免除しています。

今後の具体的施策展開

(スポーツ施設の適切な管理運営の推進)

- ☞ 施設管理については、指定管理者制度を積極的に導入し、効率的な運営を図るとともに、民間事業者の専門的見地と経営ノウハウを活用することで市民ニーズに応え、サービスの向上につなげていきます。
- ☞ スポーツ施設の修繕費を軽減するために、日常点検を適切に行いながら早

期の対応で適正な維持管理に努めるとともに、老朽化した施設の大規模改修等、多くの経費を要する事業については、各種補助制度等を活用し対応します。

- ☞ 使用料減免については、本市スポーツ推進の施策に沿った適正な運用を行います。
- ☞ スポーツ施設の維持管理においては、利用者のモラル向上等の意識喚起を図るとともに、スポーツ団体、自治組織等の市民によるスポーツボランティアの意識づくりを推進し、協働による施設環境の充実を図ります。

(学校体育施設の有効活用の推進)

- ☞ 学校体育施設について、学校が地域住民へ場を提供する「開放型」から、学校、地域社会が施設管理の責任・負担や地域住民の利用に係る調整等を協働して行う「共同利用型」への移行に努めます。
- ☞ 学校体育施設開放については、費用負担の観点から利用者負担のあり方について、関係団体と十分協議し検討していきます。
- ☞ 学校統廃合により今後閉校となる学校体育施設については、地域スポーツの推進のため有効活用していきます。

4. 地域に活力を生み出すスポーツ環境の充実

市民一人ひとりが地域住民とともにスポーツに親しみ、健康で元気に暮らせることは、地域の交流の輪が広がるとともに住民相互の絆が深まり、地域を活性化し、地域に活力を生み出すものです。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、被災地の早期復興を願い、スポーツを通して培った責任感や寛容性、支えあいの精神を持った多くのスポーツ関係者による支援活動が行われました。本市においても、被災県で予定されていた全国スポーツ少年団の交流大会を代替開催したほか、総合型クラブやスポーツ少年団等が被災地でのボランティア活動を継続的に行っているなど、支えあいの精神を育む「スポーツの力」の重要性が再認識されたところです。

スポーツの活動には、スポーツを「する人」のみならず、スポーツの試合等を「みる人」、スポーツ大会やイベントのボランティアとして携わる人・活動を支援する企業等の「支える人」など、多様な市民・団体が関わっています。また、「する人」「みる人」「支える人」は、時々でその立場が変わり、「する人」が「みる人」になり、「支える人」にもなります。これらスポーツに関わる全ての人が連携・協働して、よりよいスポーツ環境づくりを進めていく必要があります。

本市の各地域において、地域・地区・学区の体育協会や総合型クラブ等が開催するスポーツイベント等に参加する市民が相互の交流を深めています。今後もこれを継続し、地域内の交流を促進していく必要があります。

また、全国規模の大会や※1 スポーツツーリズムにつながるスポーツイベントの開催は、他地域との交流の輪が広がることから、今後も継続して開催していきます。

国際大会や全国大会等での活躍などトップアスリート等としての実績を有するものの技術や経験、人間的魅力は社会的な財産です。それらを地域スポーツに還元することは、地域に好影響を与えるとともに新たな次世代アスリートの育成にもつながります。スポーツ団体等がトップアスリート等としての実績を有するものを活用して行う活動を推進していきます。

スポーツ団体においては、地域でさらに信頼されるよう、その透明性の確保とともに※2 ガバナンス強化に取り組むことが求められています。

また、スポーツ関係者においては、地球環境にかかる負担を少しでも軽減することに努め、将来のスポーツ愛好者に負の遺産を残すことを避けるとともに、環境改善に資する活動への取組みが求められています。

**(1) スポーツを通じた
コミュニティづくりの推進**

①スポーツに関わる全ての人が連携・協働したスポーツの推進
②スポーツによる地域づくりと活性化

**(2) トップスポーツと
地域スポーツの好循環の創出**

①※3 トップスポーツと地域スポーツの好循環の創出

※1 スポーツツーリズム

スポーツを「する」「みる」「支える」ための旅行や、これらと周辺地観光を組み合わせた旅行のほか、旅行者が全国どこでもスポーツに親しめるような環境の整備や提供も含まれる。

※2 ガバナンス

組織自らが健全に運営すること。

※3 トップスポーツ

各競技において、最高水準と認められているもの。

(1) スポーツを通じたコミュニティづくりの推進

スポーツを「する人」「みる人」「支える人」が協働・連携してスポーツ活動に取り組み、スポーツを通じたコミュニティづくりを推進します。

① スポーツに関わる全ての人連携・協働したスポーツの推進

施策目標

スポーツを「する人」だけでなく、競技の観戦等の「みる人」、そして指導者やスポーツボランティアやスポーツ団体を支援する企業等の「支える人」が一体となり、スポーツに関わる全ての人連携・協働により、スポーツ活動の推進を図ります。

現状と課題

《スポーツボランティア等》

本市においては、総合型クラブや地域・地区・学区体育協会をはじめとするスポーツ団体が、地域住民の健康の維持・増進等のため、様々なスポーツイベント・教室を開催し、多くの市民が参加していますが、これらのイベント等は多くのスポーツボランティアに支えられているものです。

スポーツボランティアの重要性は、今後さらに増していくものと考えられます。

《企業等の支援》

本市においては、市体育協会や市スポーツ少年団本部をはじめとするスポーツ団体が、多くの企業等からその活動に対して支援を受けています。このような企業等のスポーツ団体への支援がさらに広がることが期待されます。

《地域・地区・学区体育協会》

地域・地区・学区体育協会は、地域において様々なスポーツイベント等を実施する身近なスポーツ団体として地域住民に親しまれていますが、その活動が、今後さらに充実することが期待されます。

《総合型クラブ》

総合型クラブは、地域住民が主体的に参画・運営し、地域住民のニーズに沿った教室運営を行っていますが、年齢や性別、障害の有無に関わらず参加できる教室等のさらなる充実を図ることが期待されます。

《障害者スポーツ》

本市には、山形県障がい者レクリエーション大会や競技大会である山形県障がい者

スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会に参加する選手もいますが、障害者スポーツを統括する団体等が無いこともあり、その状況については十分把握されていない状況にあります。また、日常の練習・大会への参加等を「支える人」についても同様の状況です。

今後、市民の障害者スポーツへの理解を深めるための啓発活動の展開や障害者と健常者との交流を図る必要があります。

《スポーツ表彰制度》

市体育協会においては、スポーツで優秀な成績を収めた者や地域のスポーツ振興に貢献した者を称える体育功労者表彰を行っており、選手等にとって大きな励みとなっています。

今後の具体的施策展開

(スポーツボランティア活動のさらなる普及・促進)

- ☞ スポーツイベント等の機会を通して、スポーツに対する市民の関心を高め、スポーツボランティア活動の普及を図ります。

(企業等の支援の拡大)

- ☞ 企業等から支援を受けたスポーツ団体においては、企業等のスポーツに対する理解がさらに深まるよう、機会あるごとにその活動成果等の周知に努めることが期待されます。

(地域・地区・学区体育協会の活動推進)

- ☞ 地域において住民の交流を促進する様々なスポーツイベント等を実施する地域・地区・学区体育協会の活動を支援します。

(総合型クラブの活動推進)

- ☞ 地域住民が主体的に参画・運営し、地域の人々に年齢、興味、関心、技術レベルに応じた様々なスポーツ機会を提供している総合型クラブの活動に協力し、自立に向けた取組みを支援します。

(障害者スポーツの推進)

- ☞ 障害者が体を動かす喜びを感じる活動が展開できるよう、障害者のスポーツへの参画状況・ニーズや指導者等の状況についての情報収集を行うとともに、障害者スポーツに対する市民の理解が深まるよう情報の発信に努めます。また、スポーツイベント等を通して、健常者と障害者の交流が図られる機会の充実に努めます。

(スポーツに取り組む姿勢)

☞ 市、スポーツ団体等は、スポーツを通して、行動の良し悪しの判断やあいさつ・感謝（「支える人」への感謝）・相手を思いやる気持ちを持つなどの、フェアプレイ精神の醸成に努めます。特に各学校における運動会等の体育行事や学校体育団体等が主催する各種大会では、参加者のフェアプレイ精神が反映されるような運営に努めることが期待されます。

(環境活動の周知・啓発)

☞ 市、スポーツ団体は、機会あるごとに環境保全活動の啓発・実践することに努めます。また、スポーツ少年団においては、その活動の場において、環境保全活動に積極的に取り組み、子どもたちに環境保全に留意した行動を身に付けさせることが期待されます。

(スポーツ表彰制度によるスポーツの推進)

☞ 市体育協会が行っているスポーツ功労者表彰は、受賞者の技術力向上の意欲や地域スポーツの振興についての意識をさらに高めるとともに、市民のスポーツへの興味関心を高めることにつながっていることから、市は、これを支援します。

(市民に信頼されるスポーツ団体に向けた取組みの推進)

☞ スポーツ団体が市民にさらに信頼されるよう、スポーツ団体において透明性の高い組織運営が図られるように啓発するとともに、その指導に努めます。
☞ スポーツ団体においては、透明性の高い組織運営となるよう、国が策定するガイドラインに準拠し、自ら策定した基準に基づいた組織マネジメントの強化を図るなど、ガバナンス強化に向け自主的に取り組むことが期待されます。

② スポーツによる地域づくりと活性化

施策目標

全国規模のスポーツ大会の開催やスポーツを通じた交流の推進などにより地域の活性化を図ります。

現状と課題

《全国規模の大会等》

本市においては、近年、全日本9人制バレーボール実業団男子選手権大会や全国ス

ポーツ少年団バレーボール交流大会など全国規模の大会が開催されていますが、このような大会の開催は、他地域からの多くの来場者との交流が図られ、地域の活性化や地域経済への好影響にもつながっています。また、市民が競技水準の高い試合に接することによりスポーツに対する関心がより高まり、競技者においては、競技力向上に向けた意識の高揚が図られています。

《スポーツツーリズム》

本市においては、平成7年から毎年「ジャパンソフトバレーボール鶴岡フェスティバル」を開催していますが、この大会の開催により全国からソフトバレーボールのまちとして知られるようになりました。また、2日間の日程で開催される同大会には、毎年県内外から50～60チームの参加があり、市内への宿泊や観光により経済面での効果も大きいものとなっています。この他、ウォーキングイベントである「みんなで歩こう！里山あるき」や「国際ノルディックウォーク in 湯野浜」、「温海さくらマラソン大会」、「温海トライアスロン大会」にも県内外から多くの参加者を得ています。今後、これらの事業をさらに充実させ、継続していく必要があります。

《スポーツ合宿等の状況》

小真木原野球場をはじめ市のスポーツ施設では、これまで全日本アマチュア野球連盟全日本強化合宿や大学運動部の合宿が行われています。

企業や大学等のスポーツ合宿は、本市の競技力向上のみならず、地域の活性化にもつながることから、継続実施されることが期待されます。

《スポーツに係る国際交流》

スポーツを通じた国際交流は、スポーツ推進に寄与するとともに、国際相互理解と友好親善の促進に大きな役割を果たしています。

本市においては、市スポーツ少年団本部が、日本スポーツ少年団とドイツのスポーツ団体が行う日独スポーツ少年団同時交流の派遣事業に団員を派遣するとともに、受入事業においては、積極的にホストファミリーを引き受けるなど、スポーツを通じた国際交流活動を行っています。

今後、多くのスポーツ団体が、積極的にスポーツを通じた国際交流を展開していくことが期待されます。

《プロスポーツ》

本市において、プロスポーツ（モンテディオ山形、パイオニアレッドウィングス、東北楽天ゴールデンイーグルス）の観戦は、身近なものとなっています。

また、本市企業チームを前身とするモンテディオ山形の活躍や地元出身のトップアスリートの活躍等は、地域に活力を生み出し元気を与えています。今後、このスポーツの力を地域の活性化に活用していく必要があります。

今後の具体的施策展開

(全国規模の大会の開催)

- ☞ スポーツ団体と連携し、全国規模の大会を誘致し競技力の向上を図るとともに、市民のスポーツへの関心の高まりを図ります。また、全国規模の大会の開催は、他地域からの多くの来場者と交流が図られ、地域の活性化につながることから、引き続きその誘致を図っていきます。

(スポーツツーリズムの推進)

- ☞ 「ジャパンソフトバレーボール鶴岡フェスティバル」等の大会を今後も継続して開催し、交流人口の拡大を図ります。また、スポーツ団体等が自ら核となり、本市の豊かな自然を活用したスポーツ活動等を地域内の様々な団体と連携して行うスポーツツーリズムへの取組みを支援します。

(競技団体等の合宿誘致の促進)

- ☞ 市体育協会などの関係団体との連携により企業・大学スポーツチームの合宿の誘致を促進します。
- ☞ 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、関係団体と連携し合宿誘致に向けた情報収集等その活動を進めます。

(スポーツに係る国際的な交流の推進)

- ☞ 日独スポーツ少年団同時交流をはじめスポーツ団体による国際交流事業を支援し、スポーツを通じた国際交流を推進します。

(プロスポーツとの連携)

- ☞ プロスポーツと協働し、子どものゲーム観戦や地域との交流事業等、地域に元気を与えるスポーツ活動を推進します。

(2) トップスポーツと地域スポーツの好循環の創出

① トップスポーツと地域スポーツの好循環の創出

施策目標

トップスポーツと地域スポーツが互いに好影響を与え合う好循環を創出し、本市スポーツ界全体の活性化と地域におけるスポーツに取り組み易い環境の整備を図ります。

現状と課題

本市では、トップアスリート等としての経験を有する優れたスポーツ指導者の地域スポーツや学校での活用が望まれています。

平成25年度から市スポーツ施設の指定管理者となっている市体育協会は、国際大会や全国大会などで活躍したトップアスリートを職員として採用し本市スポーツ施設の管理・運営にあたるとともに、職員をスポーツ指導者として地域の総合型クラブやスポーツ少年団等に派遣するなど、競技力向上に向けた取組みも行っています。

総合型クラブや学校の体育に関する活動等において、トップアスリート等としての経験を有する優れた指導者を活用する体制を、今後、さらに整えていく必要があります。

また、ジュニアアスリート育成にあたっては、その指導に関わるスポーツ指導者、スポーツ団体、保護者及び学校は、目先の大会等の結果のみに捉われることなく、スポーツキャリア全体を含めた長期的な視点に立ってアスリートを育てていくことが必要であり、学業とのバランスも含め、※キャリアデザインの重要性を認識することが重要です。

今後の具体的施策展開

(トップスポーツと地域スポーツとの連携・協働の推進)

- ☞ スポーツ団体等と連携し地域スポーツや学校の体育に関する活動へのトップアスリート等としての経験を有する優れた指導者の活用を推進します。
- ☞ スポーツ団体が、次世代のアスリートを育成する体制を整備し、将来的には育成されたアスリートが競技者として活躍し、その後、地域のスポーツ指導者となる“人材の好循環サイクル”の確立に向けて行う取組みに協力します。

※キャリアデザイン

自分自身のキャリアについて、自らが主体となって構想し、実現していくこと。

計画を着実に推進するために

第2章に掲げた施策を今後着実に推進するために、以下の点に留意して取り組むこととします。

(1) 市民の理解の促進とスポーツ関係者の連携協働による一体的な推進

スポーツ基本法においては、スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であり、国民が自主的、自立的に行うことができるようにすることを旨として、推進することとされています。

このような観点から、市は、スポーツを通じて市民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、本計画を広く周知し、スポーツに対する市民の関心と理解を深め、市民の参加・支援を促進するよう努めます。

計画の推進には、国・県、学校、スポーツ団体、民間事業者その他多様な主体による連携・協働が必要不可欠であり、本市では、NPO法人鶴岡市体育協会、鶴岡市スポーツ少年団本部、総合型地域スポーツクラブをはじめとするスポーツ団体と健全なパートナーシップの下、スポーツ推進に取り組んでいきます。

また、施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、市長部局と教育委員会との連携を強化していきます。

(2) 計画の進捗状況の検証と計画の見直し

本計画を着実に推進していくためには、計画の進捗状況について不断の検証を行い必要な施策を講じるとともに、検証結果を次期計画の策定における改善に反映させることが重要となります。

このため、計画が未達成の場合は設定目標の当否を含めその原因を検証するとともに、計画内容の見直しに当たっては、社会情勢やスポーツ界の変化を踏まえ効果的な改善方策を検討することとします。